

目 次

第6回大宜味村議会定例会会議録（会期日程表）	1
第6回大宜味村議会定例会会議録（6月24日）	3
第6回大宜味村議会定例会会議録（6月25日）	7
第6回大宜味村議会定例会会議録（6月26日）	39

第6回大宜味村議会定例会会議録
(会期日程表)

開会 昭和62年6月24日

会期3日間

閉会 昭和62年6月26日

月 日	曜日	会議別	会議時刻	日 程
6月24日	水	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第38号～議案第39号 報告第1号 提案説明
6月25日	木	本会議	午前10時	一般質問
6月26日	金	本会議	午前10時	議案第38号～議案第39号 陳情第11号 質疑、討論、採決 追加日程 決議案第1号 討論・採決 閉 会

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 昭和62年6月24日

1. 開会、延会の日時

開 会 (昭和62年6月24日 午前10時00分)

延 会 (昭和62年6月24日 午前10時26分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

3. 欠席議員 (1名)

2番議員 金 城 富 昌 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	厚生課長	稲福吉昭君
助役	古我知清君	経済建設課長	平良晋君
教育長	平良作義君	教育委員会 総務課長	金城利明君
総務課長	稲福幸三君	農業委員会 事務局長	照屋林克君
企画財政課長	前田孝平君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係 長 前田 孝君

6. 議事日程（第1号）

日程第1号 会議録署名議員の指名

日程第2号 会期の決定

日程第3号 議案第38号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第4号 議案第39号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算

日程第5号 報告第1号 昭和62年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算の報告について

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は12名であります。

よって、昭和62年第6回大宜味村議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本定例会の説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたからご了承願います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第114条の規定により議長において、3番松島重克君、4番山川正行君を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午前10時11分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

7番入場。（午前10時11分）

おはかりいたします。

本定例会の会期は本日から6月26日までの3日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は6月26日までの3日間と決定いたします。

日程第3 議案第38号から日程第5 報告第1号までを一括議題といたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 説明申し上げます前に議員各位にお詫びを申し上げたいと思っています。

昭和62年6月18日の沖縄タイムス、琉球新報の夕刊で報道されました本村議員にかかわる収賄容疑事件は、本村行政として前代未聞のことであり、行政の最高責任者として誠に遺憾に思い村議会をはじめ村民並びに関係者各位に対して心からお詫び申し上げます。事件の真相を未だ明らかではありませんが、村長の心中を申し上げますならば本人が潔白であって欲しいと今は願っているところであります。

いずれにいたしましてもマスコミで報道されそれをくつがえす術を持たない現状に鑑みまして、村議会をはじめ村民に動揺を与え村の名誉を傷つけたことは否定できないことであり、村長としての責任の重大さを痛感しているところであります。いずれ事件の真相が明確になると思いますが、事の重大さに鑑み6月18日午後4時50分村長以下職員は一層綱紀の肅正に努め、村民の負担にお応えできるよう一層気を引き締めていくことを誓い合っているところであります。今後とも適切なご指導ご鞭撻を賜りますようお願いいたしますとお詫びのことばといたします。

それでは議案の説明を申し上げます。

議案第38号、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付に関する法律、及び同法施行令の一部改正に伴い、本村条例も同様に改正する必要があると提案いたしております。なお、内容につきましては説明員から説明いたさせます。

議案第39号、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,819千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,872,418千円とする。

(朗読して説明に代える。)

内容につきましては説明員から説明いたさせます。

報告第1号、地方自治法第243条の3第2項の規定により、昭和62年度沖縄県町村土地開発公社事業計画及び予算を別紙のとおり報告いたします。

別紙として事業計画並びに予算を添付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長(玉城一昌君) おはかりいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦勞さんでした。

延 会 (午前10時26分)

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 昭和62年6月25日

1. 開議、散会の日時

開 議 (昭和62年6月25日 午前10時00分)

散 会 (昭和62年6月25日 午後8時15分)

2. 出席議員 (14名)

1番議員 宮 城 功 光 君	8番議員 平 良 蔵 健 君
2番議員 金 城 富 昌 君	9番議員 山 川 清 君
3番議員 松 島 重 克 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
4番議員 山 川 正 行 君	11番議員 照 屋 保 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	12番議員 金 城 隆 好 君
6番議員 宮 里 盛 順 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城 繁正 君	厚生課長	稲福 吉昭 君
助役	古我知 清 君	経済建設課長	平良 晋 君
収入役	金城 清 君	国体室長	崎山 勝正 君
総務課長	稲福 幸三 君	教育委員会 総務課長	金城 利明 君
企画財政課長	前田 孝平 君	農業委員会 事務局長	照屋 林克 君
住民課長	前田 勇夫 君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修 君 係 長 前田 孝 君

6. 議事日程（第2号）

日程第1号 一般質問

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は14名全員であります。

これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

議事日程は別紙のとおりであります。

これより一般質問を行ないます。

通告順により質問を許します。

○ 4番（山川正行君） この件につきましては度々この場で申し上げてきましたが、暴風で破壊された後にも立てることになっていたわけですが未に見えない状況です。どうなっていますかお尋ねします。

○ 総務課長（稲福幸三君） 現在作成中でありまして、出来上がり次第立てることにしてあります。

○ 4番（山川正行君） 私はこの件についてこの場で4回質問しているんです。最近、お隣の国頭村でも立派なものが立っております。この種のものを見る人に訴える力を持つ立派なものでなければいかんわけです。長は60年6月議会の中で役場前にも検討して立てたいとご答弁なさっているわけです。そして全国的にも非核平和の運動が広がりつつあるわけです。こういう時期に役場前に立派なものを立てて内外にアピールしたらどうかと思うわけですがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） ご指摘のように県内外でも核の恐しさというものが世論として上がってきておりますし、質問の中でもお書きになっておられますように石或いはコンクリートでやったらどうかということで、これは立派なご提言でございます。従って、今のご発言の趣旨に従いまして内外に示すためにはそれ相応の内容のあるものを造っていく必要があるだろうということで他町村の資料等を把握しながら早急に対応して、質問の趣旨に沿うようにやっていこうと指示もしてあります。

○ 4番（山川正行君） これは平和の問題でありますので苦しい財政ではありますが本格的なものを計画して、予算を計上してやっていただきたいと思いますがいかがですか。

○ 村長（新城繁正君） 是非そのようにできるだけ早い機会に出来ますように、又、予算が伴うことがありますれば議会にもご審議をお願いして対応していきたいと考えています。

○ 7番（平良俊政君） 喜如嘉区域の場合開墾地として不適地の所もあるし、No.12は個人所有地が多いと聞いていますが面積はどのくらいであるのか。又、地主と地積地番を一緒になって確認したことがありますか。それとNo.12には何名の方が申し込みされているのか。それと喜如嘉の方だけであるのかお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かに払い下げ設定地域でございまして村としては今回

の払い下げに取り組んできたという経緯があります。その後、地主から設定されている地域の一部について幸地山であるという申し立てもありました。そういうことで地主との確認も行なっておりまして、地主としては正規の地積に変更してもらいたいという希望も来ております。現在、県土地調査事務所と地主が調整をしているという話を聞いております。それから申請については資料を持ち合わせておりませんのでお答えできないと思っています。

○ 7番(平良俊政君) 地主とこの場所を足を踏んでみましたか。

○ 経済建設課長(平良 晋君) まだ、細かい場所の確認までは行なっておりません。

地積の変更につきましては、現在は登記簿上村有地となっておりますので、地主が異議申し立てをしておりますので地主が土地調査事務所の方に地積の変更ということで相談をしているということですですのでそういう段階です。

○ 7番(平良俊政君) 12月までに解決したいという話があったようですが、解決しそうですか。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 11月中には地積の変更をやってもらいたいという話し合いはしています。

○ 7番(平良俊政君) 当初予算に計上されていますが自信を持って解決できますか。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 正規な手続きをされて変更がされた場合には予算の変更もしなければならない状況も来るのではないかと思います。

○ 7番(平良俊政君) 次に旧開墾地についてお伺いします。

旧開墾地の方々には家を建てる程の資金をつぎ込んで立派な開墾地にしたわけですから、それで今回の払い下げに含まれると思っていたわけですから。そして払い下げられると当然これは自分の土地だという認識を持っているわけですから。ところが村の説明では村プールになって誰が申請しようが構わないということをおこっているわけですから。村長はどういう払い下げをしたいのかお考えをお聞きします。

○ 村長(新城繁正君) この地区については県営農地開発事業を導入しようという計画を持っておりまして、関係地域とはそういう話し合いをやっているという経過がございまして、そのような形でこの地域につきましては農地開発をしていこうということを基本的に考えておりまして、今のところはそういうことでもあります。

○ 7番(平良俊政君) 喜如嘉の90アールの開発計画の調査をさせてくれとありましたが、それにあの地域は含まれていますか。

○ 経済建設課長(平良 晋君) 現在、県営農地開発事業に向けて計画を進めている最中でして、調査地域におっしゃる地域が農地に開発可能な地域を入れて線引きをしているということです。

○ 7番（平良俊政君） 旧開墾地だけを早目に払い下げするという事は考えられませんか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 現在、農用地開発可能な調査をやっておりまして採択基準に合わない場合は団体営でやっていく、又場所についてもそのような検討していくという形になります。

○ 1番（宮城功光君） 第42回国民体育大会海邦国体があと87日と迫っていますが、村当局におかれましては厳しい状況の中で進めているご苦勞をお察し申し上げます。

現在、県内においても日の丸や君が代の問題でまだはっきり姿勢を打ち出してない市町村がありますが、そういう中で開会式閉会式における日の丸、君が代の取り扱いについて村長のお考えをお伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 沖縄県民の世論からしますと確かに複雑な様相を呈しています。村長といたしましては日の丸につきましてリハーサルの時にも問題が出ましたけれども大会要綱には日の丸の掲揚、君が代の斉唱というのがあります。日の丸の掲揚はこの前は事前にいたしました。これは職員組合との話し合いも十分できませんでしたし、又、議会の議決もあるわけでしたしそういう配慮をいたしましてやりました。今回につきましても村長の考え方は、日の丸は掲揚していきたい。君が代につきましては斉唱しなさいということには村長として反対していくと、こういう態度を持っています。

○ 1番（宮城功光君） 国民体育大会というのは開催地は大宜味であれ開催要綱に準じて行うのが当然かと思えます。そういうことで開催要綱に基づいて開会式閉会式における日の丸、君が代については進めていかなければいけないと思えますが、その件についてももう一度お伺いしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 要綱を尊重するという事は大会の流れからして当然ですが、ところが押し付けについては村民感情或いは県民感情、又、私個人の姿勢からしても押し付けはしませんということを基本的な姿勢として持っているということでもあります。

○ 13番（平良森雄君） 今や沖縄県内の産業別収入は観光収入が3年連続トップの座を占めています。特に本県の基幹産業であるさとう製造収入の10倍にも達しているということです。本村においても昨年リゾート友善がオープンし観光産業が遅ればせながらスタートしたということについて村民は大きな期待を寄せているものと思えます。今後ますます充実発展していくためには関連していく事業としてゴルフ場建設が計画され村に提出されています。それを受けて村は企業開発調整委員会に諮問し、その答申を去年の11月11日に受けているという資料をいただいております。

その答申を受けて去った3月議会において村有地の払い下げ地から62haがゴルフ場用地と

して除外されております。現時点でその計画がどのように進行しているのか。そしてそれに対する村の対応がどのようになされているのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 答申を受けまして村としてはその答申を尊重してその計画を推進しようということですが、主体は村ではありませんしどこまで進んでいるのかも聞いておりませんし、現段階は内容について知っておりません。

○ 13番（平良森雄君） 以前にもゴルフ場の計画書を資料とした私達いただいているわけですが、その後進展してないのかということをお伺いしているわけです。

○ 村長（新城繁正君） 当初の計画は勿論存知上げているわけですが、その後いろいろ手続きがございまして、計画書につきまして村として対応すべき条件というものがございまして、現在のところ計画書に問題があるということで再調整で進めていると、ようするにそのままでは受け付けることはできませんということで、もっと計画書について我々が納得するような形で出してくれという段階です。

○ 13番（平良森雄君） そうするとその計画は62ha以外に約60万坪の土地が必要であるわけですが、それが問題になっているわけですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 具体的な計画が来ておりませんので私としては分かりません。

○ 13番（平良森雄君） 今後、業者から明示され申告されて来ると思いますが、積極的に取り組んでいくおつもりですか。

○ 村長（新城繁正君） 除外をするということからしましても我々としてはその事業計画については賛同すると意を表し、観光産業に寄付するという方針を持っていますので推進したいと思います。

○ 13番（平良森雄君） 答申の中に会社の所在地は事業場所にあるのが望ましいと明記されているわけですが、申請者の事業場所は現在は何処にあるわけですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 押川に登記変更がされています。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前10時45分）

再 開（午前11時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 9番（山川 清君） 喜如嘉山地区には5軒19名が生活しているわけですが、飲料水として各自ポンプアップをしているわけですが、水源地在道路排水等の流入で降雨時には水質が悪化され、そして干ばつ時には水量の低下で住民は困っているわけですが、今後、村営水道で5軒に供給できるかどうか。又、今後どうこの5軒の飲料水に対応していくのかお伺

いします。

○ 村長（新城繁正君） 現在の村営簡易水道整備計画の中には勿論入っておりません。これは制度上の問題もあるようでございます。今後この地区の人口が増えるとかの場合はそれなりの対応をしなければいかんと思いますが、現在は具体的な対応というのは考えてないというのが実情でございます。

○ 6番（宮里盛順君） ご承知のとおり学校周辺には駐車場がなくして学校行事等、夜間照明を利用して日曜日など国道58号線に集中いたしまして交通の危険性を見ることがあるわけですが、その周辺に駐車場の計画は持ってないかお伺いしたいと思っています。

○ 村長（新城繁正君） 現段階でその周辺に村が駐車場を設置することは考えておりません。

○ 6番（宮里盛順君） 用地の問題もあろうかと思うんですが、川の上をふたすればできるのではないかと思いますけどどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 私共としては考えてなかったわけですが、法令とか規制とかがあるとありますので、この辺は教育委員会と調整を図りながら検討してみたいと思います。

○ 8番（平良蔵健君） 長い間払い下げがなく今回全村地域にわたって払い下げが予定されているわけですが、先ず、申請人数と申請面積についてお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 申請は202件で申請面積は1,148.18haになっております。

○ 8番（平良蔵健君） 払い下げ面積は117haですね。除外されたのが172.6haですね。前からも一応は申請させてから後除外するという村長の議会での答弁でありましたが、その辺はどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 村長がこれまで払い下げに関する答弁を申し上げておりますのは、今回の払い下げにつきましてこれまで設定されながら残されている所があると、そういう所がこれまで何回も議会でご指摘を受けて早目にこういうことを解消したいということと要望があると、今回はあくまでも限定された地域の払い下げということをこれまでもご答弁申し上げているわけです。

○ 8番（平良蔵健君） 沢山の申請者がいて除外した地域を合わせても足りないという実情ですが、払い下げ地域を拡大するか新たに設定する考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 今回一応処理をしまして、村民が村有地を払い下げなければいかんというニーズが出て来た場合には検討しましょうとこれまでも答弁してきたわけでして、現在も変わりありません。

○ 8番（平良蔵健君） 各地域毎の申請者数と申請面積をお伺いしたいと思います。すぐお答えになれないんですけど資料として提出しても結構です。どうですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 申し訳ないんですが地域毎の集計はまだ行っておりませんので、まとめ次第提出したいと思います。

○ 8番（平良蔵健君） 沢山の申請があるわけですが、選考方法についてはどうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 基本的な方針といたしましては選考調整会をつくって、そこで今まで払い下げをしたが所有者が変わったり村外の人に渡ったりしているのがあるわけですし、それでは条例の趣旨に反するというのでこの方々はリストがあるわけですので除きます。それから農業振興のために農業者年金移譲受給権及び農業開発公社あっせん基準年齢に適合しない申請者は対象から外します。年齢は60歳です。しかし、後継者がおられる場合は考慮したいと思います。申請者が多数の場合以前に払い下げを受けてない人を優先し、但し、規模が小さいということで規模を拡大して農業で生きていくという方々については考えたいと思います。そして払い下げをされた所の隣接する谷間などはその人に払い下げたいと思います。

そしてこれだけの申請者がおりますので地域毎に話し合いを持ってやらなければいかんと思います。

○ 3番（松島重克君） 先ず、要請を受けられてこれに対する考えをお聞きしたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 村体協と区長会の連名で要請を受けております。

村としては要請されている事項、村営グラウンド、体育館、負担金については十分理解できると考えております。

○ 3番（松島重克君） 3項目の前に要請を受けられてどう感じたかということをお聞きしたいんですがね。

○ 村長（新城繁正君） 要望の内容についてはよく理解できるわけですがもう少し協調的なものがあった方がいいのではないかというのが率直な感じですよ。

○ 3番（松島重克君） この要請は61年2月27日付けで提出されているようですが、その後村体協が役員が全て辞職したと、或いは組織そのものが解散されたということを聞いておりますが、村長ご存知ですか。

○ 村長（新城繁正君） 村行政へ体協を移管せよと報告という形で受けています。

○ 3番（松島重克君） 要請が出た後村体協がそういう状態になったというのは、村の対応に何等かの不足があったのではなかろうかと考えざるを得ないんですが、今の体協の状態についてどう考えられますか。

○ 村長（新城繁正君） 私共としてはこれを大変残念なことであると考えています。

○ 3番（松島重克君） 残念だけでは済まされないのではないのでしょうかね。体協が行なって来た年間の行事等もあるはずですし、これはどうせ再建を図らなければいけません。そこで要請のある3項目についてどう対応されたのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 要請は受けていますが、現在に至ってこの要請について具体的に組み込んでおりません。

○ 3番（松島重克君） あまり素っ気ない答弁でないですか。要請に対する展望なりはあったのではないですか。もう少し具体的にお聞かせ願います。

○ 村長（新城繁正君） 先程の答弁不適格でありました。

総合グラウンドの件ですがこれは夜間照明という付帯条件がついていますが、これについては中学校の施設をとということでやっているわけです。

体育館につきましては財政的な問題がありまして即応できませんが、現在5校に体育館がありますので教育委員会との調整でできるだけ開放しようということで夜間も利用してもらいたいと、要望には程遠いとは思いますが可能な努力はやっていこうということでやっているわけです。体協会費につきましては体育協会という組織がありまして組織決定がなされているわけでありまして、これについては体協の意志を尊重してということでこれまでも対応してきたわけです。今のところは全くこの要請に応じていないということになるわけです。

○ 3番（松島重克君） これは村民全般に関係のある問題です。この要請書の中では体協会費というものを税外負担だと指摘しておりますね。これの解消をこの要請はうたっているんですよ。それについてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 確かに要望書の中には税外負担で、この解消を強く訴えるという表現であります。これは組織がそれを運営していくために会費を徴収するのは通例であると、私としてはこれは税外負担とは考えておりません。

○ 3番（松島重克君） この要請の中にうたわれているのは、何故税外負担だと指摘せざるを得ないかということですよ。他の市町村ではこういうものを徴収しておらないということなんです。だから税外負担だという指摘をしているんですよ。どうですか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに他の市町村では会費というものは徴収してないわけです。体協もそのように認識しているんですよ。体協の運営は他の町村にない独自のものと、だからこれは評価できると私は認識しています。

○ 3番（松島重克君） 体協の意見は要望書に出ているんですよ。会費は各家庭から徴収しているんですよ。他の市町村ではやっておらないから税外負担だと体協自ら指摘しているんですよ。

○ 村長（新城繁正君） 行政と体協の間でまだ十分納得してない段階であるので、これが

明確になれば税外負担といわれている会費についても即応するような形で解消するということになると、そのような考え方を持っているということです。

○ 3番（松島重克君） 失礼ではありますが今のお話はなにか分からないんですよ。ただその中で分かるのは体協の組織がなければ会費を徴収しないと、組織があれば徴収しなさいと、これだけは分かったわけです。じゃあ今後体協の組織がなければこの組織のやるべきことを村が引き受けて会費徴収しないと、体協が復活したら従来どおりの会費を徴収すると、今のような話ですと何回も質問繰り返さなくてはなりませんよ。まとめて下さい。

○ 村長（新城繁正君） やっぱり舌足らずでございます。体協の会則第6条で経費の負担ということで組織で決定されているんです。ですから税外負担を解消してくれというならば会則の変更をしなければいかんだろうということを申し上げて来たわけです。

○ 3番（松島重克君） その辺が理解できないんですよ。村区長会と体協が税外負担を指摘しているわけですから、だから会則でそうなっているからというのはおかしいんですよ。何時でもこれは改正できるんですよ。村が他の市町村並みにやりましょうというなら即座に改正できるんですよ。だから当局の結論を出す時期に来ているというのはそこなんですよ。改則うんぬんは問題外なんですよ。彼等が解消してくれと言っているんですから。

○ 村長（新城繁正君） これは村の対応がまずくて60年度に会費の増額決定をしてあるわけです。組織というのは会則に基づいて組織されている。全戸が会員という組織であります。ですから村長としては組織がある以上組織の決定がないままに要請だからそうですかということではいけないのではないかと、組織尊重という考え方なんですね。

○ 3番（松島重克君） この要請は61年2月27日に出されているわけですよ。そして肝心なのはこの要請を出す時点で体協の組織の意思決定がなされて出されているということです。これを頭に入れていただかないと話にならないですよ。そしてその中で税外負担の解消をうたっているんですよ。

○ 村長（新城繁正君） 組織決定なされているという立場で質問されているわけですが、この要請の中から見ると組織決定というふうには受け取ってないんです。組織決定となれば会則改正については評議員会で付議するとなっています。要請は要請として分かるわけですが、こういうことが具体的にないわけです。

○ 3番（松島重克君） これは組織の意思決定と受け取らなくてどう受け取るのですか。体協会長、理事長、区長会正副会長連名で出されているでしょう。これらの方々が勝手にやるわけでないでしょう。意思決定されていると理解する以外はないでしょう。

そこで、もし体協の会則が税外負担の解消という方向で改正されたならばお認めになりますか。

○ 村長（新城繁正君） 税外負担の解消というのは納得できませんね。我々としては税外負担とは考えておりませんので、もし会費として出て来た場合にはそれについて対応しなければいかんと思います。

○ 3番（松島重克君） 要請書をお読みになっておりますか。会費を解消してくれということでしょう。村体協の会則がそういう方向で改正されたならば村はそれを受けられるということですか。

○ 村長（新城繁正君） 全戸数が会員でありますのでその組織が従来会費として決定をしてこれできませんということであれば、行政としては当然これに対応していかなければいかんと思います。

○ 3番（松島重克君） 区長会がこの要請に加わっているということは、この方面を十分考えられるならこの要請は尊重されるべきものであって、当局はその実現に向けて努力しなければいかんだろうと思ってお聞きしたわけですよ。今の話を聞きますと会費の件については要望可能だと感じております。時期的な問題はどうかお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 長といたしましては体協を存続させたいわけですので、財源の捻出については十分対応していかなければいかんと考えています。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午前11時59分）

再 開（午後1時02分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 10番（宮城秀護君） 塩屋上原並びに安根間の農道につきましては歴代の区長又は関係者がその設置を要望してまいりました。新農構の場合に部落民のアンケートを取りましたところ第1番に上った要望であります。この計画の有無についてお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 以前にもそういう計画はあったという話は聞いておまして、やはり補助事業の導入を行うには基準があるわけですので、その当時受益面積が足らなかったということで導入できなかったという経過があるようです。そういう規模がありましたら今後検討していきたいと思っています。

○ 10番（宮城秀護君） 現在のところは構造改善事業の基準に合わないということですね。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 根路銘、上原間につきましては1,000m以上の距離を有しているということで一般農道の事業の性格を有しているということになります。一般農道で事業を行うには受益面積が10ha以上なければ採択基準に合わないということのできなかったわけですよ。新農構におきましては500m受益面積2ha以上となりますので、それについては適合すると思います。

○ 10番（宮城秀護君） その農道開発に伴いまして5戸10名の住民の利便性を考えますと是非ともそこに車が通行する農道が必要でありますし、その件について村長のご見解を伺いたい。

○ 村長（新城繁正君） 当然補助事業を導入するという事は基本であります。過疎債あたりで何とか対応できないものか十分検討して、地域のニーズにお応えするという方向で検討していきたいと思っております。

○ 4番（山川正行君） 私は59年9月議会で質問しております。当時具体的に組み込んでいきたいというご答弁でございましたが、どの程度進んでいるのかお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 確かに検討してまいりますとお答えしてまいりましたが、現在まだ情報公開条例の制定へという内部態勢には取り組んでおりません。

○ 4番（山川正行君） もう2年半も経過しております。直ちに組み込んでいくお考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 内部態勢を整えるのが情報公開の原則であるそうです。今のところ資料収集しながら内部でも十分議論しまして進めていくという方向で取り組まなければいかんだろうと、これまでの答弁は私が勇みすぎたという感じが強いわけです。その当時の答弁はやや軽率だったと考えているわけです。いずれにしましてもすう勢としてはそのような潮流があるものですからそのまま傍観することはいけないだろうと思っています。

○ 4番（山川正行君） そういうことすらやられてないということは何も手をつけてないということでしょう。これは難しい問題であるということは十分承知しております。

制定された所でも十分検討して制定されているわけです。おっしゃるとおり内部態勢を整えてやるのが準備でないですか。3年になろうとしていますよ。直ちに組み込む考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） これは私が勇みすぎたかなあという感じがいたします。国体も控えておきまして、そして諸々の問題が村内にじゃっ起しています。勿論これは責めは十分感じているわけですが、今このような内部態勢を作るといってまた空論に終わってしまうということになりかねませんので、国体でも終わって問題の解決がある程度目処がつかましたら、内部に情報公開についての機関を正式に設置して組み込んでいきたいと考えているわけですが、今年はおそらく難しいだろうと思っております。私は担当課に指示して情報収集をしてこれに対応してまいりたいと考えています。

○ 4番（山川正行君） 確かに国体とか懸案事項を抱えて大変であります。そういうことを村民に知ってもらい協力してもらおうのが情報の公開でないですか。資料を集めるのも準備のひとつですよ。そういうことは直ぐ組みめるのではないですか。

○ 村長（新城繁正君） 資料の収集については総務課にも指示してあります。それから広報活動の推進もやっでできるだけのことは対応していくと、条例となると時間を要すると思いますが、問題が解決して対応したいと考えているわけです。

○ 4番（山川正行君） 情報公開というのは村民にいろんな情報を知ってもらうということなんですね。忙しいからできないということなんですが、忙しいのも分かってもらう必要があるんですよ。指示もしてあるようですし、それを積極的に進めたらどうですか。

○ 村長（新城繁正君） やれるようなところから整備して進めていくと、努力していくということでもあります。

○ 13番（平良森雄君） 61年6月議会で精神薄弱者授産施設の設置について及び国有地の譲渡についての決議をしています。

その間折衝がなされたと思いますがその経過についてお伺いします。

○ 村長（新城繁正君） 保険庁と県の国民年金課と調整中でございます。

今のところは何時どういう形で払い下げるという確答はいただいておりません。

○ 13番（平良森雄君） 施設については県や国はやってもいいということなんですか。

○ 村長（新城繁正君） 復帰前に村が要請に応じてやったことが未だに実現しないと、だから同様な施設を造ってくれと要請を続けているわけです。

○ 13番（平良森雄君） 国際障害者年がスタートして久くなるわけですが、障害を持った人の働く場が足りないという感がしているわけです。特に北部地区には授産施設が少ないわけです。忙しい中にも是非取り組んで進めていただきたいんですがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに忙がしいんですが時期を失すると問題がありますので、最近、一歩前進という話も県の窓口から伝っております。

○ 13番（平良森雄君） 本村は全国一の長寿村であります。そういうことで全国に先がけて高齢化社会の模範となるべきだと思います。国有地の買い戻しができたら福祉村の建設を構想に入れて、本当の日本一の長寿村であるという証を立てていったらどうか。村長にそのお考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 国有地は広大でございますがこれは丸々受けられるかまだ分かりません。朗報が入っているということは間違いありませんが、どのように対応するのか中味が知らないのので申し上げられませんが、その辺を働ける生活できる場所ということも考えて具体的に実施していこうという話はやっているわけです。これは心して対応してまいりたいと思っています。

○ 9番（山川清君） 饒波比謝1321の1番地95,258㎡の喜屋武盛一さん土地と喜如嘉山3130番地の村有地の一部と地積の位置がずれているということですがその件を村当局は何

時頃知ったのか。そして所在変更について喜屋武さんから正式に要請がありましたか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 山川山につきましても幸地山の隣りでございまして同じような状況の土地でございます。山川山につきましても当時は山川文雄さんの土地でありましてそれから喜屋武盛一さんに移っています。その件につきましても昨年12月頃ではなかったかと思えます。その当時喜屋武さんも正規にその土地に移してもらいたいという話し合いをしています。文書での申し出はまだ来てはおりません。是非やってもらいたいということで話で来ているということです。

○ 9番（山川 清君） 饒波の1321の1番地は今まで村有地だと思っていたということですが、そこに事業が入っていると思えますが、導入時期と面積についてお伺いします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かにその地域は村有地と考えて天然改良事業が導入されておりまして、昭和53年度に4ha程度です。その当時の係に聞きましたら確認を怠っていたということです。その件につきましてもお詫びを申し上げたいと思っています。

○ 9番（山川 清君） 去った3月議会の27号議案の中で喜如嘉の10林班2.56haの除外の件ですが、これは元山川山が足りないために除外するという説明があったわけですが、その除外地域が実際に山川山であったのか。確認したことがありますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 公的な証拠については確かに見当たらない問題等もあります。その周辺の人々の話を聞いてみたら確かにそこであると皆さんが言っておりまして、聞き取りだけです。

○ 9番（山川 清君） 既に山川山の一部が払い下げられているのではないかと聞いていますが、そのために面積が不足しているからその分だけ10林班の2.56haを除外したと受け取ってよろしいですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） そういうことは私は聞いておりません。以前に払い下げた地域が川沿いでございます。そして山川山の境界も川沿いであったと私は聞いています。

○ 9番（山川 清君） あの地域は1967年に所有権の明確化がなされ相当の閲覧期間も置かれて既に法的には村有地と現在のままで通っていると思えますが、今になって地積を交替するという事は、個人の土地に許可も得ず天然林改良事業を導入した失態というの大きな理由としてあるのではないかと思いますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 除外地域が以前から山川山だと言われている中で個人に払い下げしたらこれまで以上に難かしくなるだろうということで除外をしたわけです。

○ 9番（山川 清君） 先程7番さんからありました幸地山についても最近分かったと、これは予算化もされているわけです。

そういうずさんな財産管理の仕方では他にも波及して来る気もしますが、村が知り得てい

るこの2件以外に事例はありませんか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 私が感じているのはこの2件だけでありまして、この2件の解決に一生懸命であります。

○ 9番（山川 清君） その解決策についてはどのようにお考えになっておりますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） この件については地積の更正をやるという形になると思います。そういうことで土地調査事務所にも相談を申し上げております。

○ 9番（山川 清君） こういう問題は議会の場所で隠して表面だけ説明して議会を通ろうというような、3月議会でもそのようなことがあったんですが、本当の姿を議会に説明して議会の協力を得るとというのが、そういう姿勢が欲しいんですが、いかがなものでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 隠したという誤解をされても仕方がないと考えますけども、この問題につきましては歴代の議員さんからも厳しく追求されています。これについては村有地の適正な管理ということで度々しますと答弁申し上げているわけです。その時にはこれ以上問題はないと説明を受けて、又、資料等もそういうことではないということで長が議会に答弁して来たわけです。今の問題でもそれを知った以上本来の姿に戻すのが前提ではないかと思えます。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後2時22分）

再 開（午後2時34分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 6番（宮里盛順君） 江洲移住地には国有地があつてその移住者達は自分の土地でないということで支障を来しているようであります。そこでこういう事情を村長は訴えまして村に国有地を払い下げするような要請をする考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 特に当事者の方々は関心を持たれているようです。

国有地については貸地をしているようです。県としては県総括して国の方に払い下げをしてもらうように運動をしている段階でございますので、村といたしましても林務課に数回にわたってお願いもしてあります。今後とも実現に向けて強力に要請したいと考えております。

○ 6番（宮里盛順君） これと併行して村界の変更も促進しなければいかんと思いますがどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 県全体として要請行動を起こしていきたいので協力して欲しいと呼びかけもございます。これはこの際それも含めて解決しなければいけないと思っています。

○ 8番（平良蔵健君） 喜如嘉川からの取水の確約条件として、河川の上下流の清掃管理の義務を負うことになっておりますが、これはどのようになっておりますか。

○ 村長（新城繁正君） 覚書の5項にこのような内容の条文があります。

村といたしましては県に対して覚書の条項に沿って当該河川の維持管理について申し入れをして善処を求めていると考えています。

○ 8番（平良蔵健君） 特に謝名城川は草が生い茂って降雨の場合は上流から流れて来るものが溜って衛生上好ましくないわけです。部落としては年2回清掃しているわけですが、燃費とか検討できないかと前に聞いたら村はできないと、特に高齢化社会でこれは若年でなければできないわけです。この清掃管理を村としてやる考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 現場については私も見えています。大変なお仕事だろうと思います。それを皆さん方が部落の衛生上の問題から労力や機械を投入してやっておられるということにつきましては十分分かっています。

それで準用河川の管理については村がやるというのは法律的にも村の責任であります。村が直接その河川に限って出すということではなくて、県もその責任を一部負うという約束もあるものですから早急に申し入れて対応していきたいと思います。

○ 8番（平良蔵健君） 所信表明の中にも環境整備ということがうたわれているわけですので、これは当然村の責任でありやらなければいけません。企業局との確約条件について今から話し合いしてやったら時間的に長くなると思いますが、村単独でやる考えはないですか。

○ 村長（新城繁正君） 村の責任は間違いなく河川の管理についてはございますが、同時に地域も公共のためにお手伝いして下さいと、通常環境の保全についてはこれまでも地域のご協力をいただいてやっているわけです。引き続きこのことについてはお願いしたい。ですから村が予算を手当てしてやりますということについては考えてないということです。

○ 8番（平良蔵健君） 前から言っているわけですが、清掃する場合草刈機など何拾台と出しているわけです。その場合の燃費は考えられないか。

○ 村長（新城繁正君） ですから燃費も含めて村が金を出して管理をやるということについては考えておりません。

○ 8番（平良蔵健君） 労力は提供するんだけど燃費ぐらいは考えられないかということなんですよ。部落としても財政難は村と同様ですよ。このぐらいは考えてもいいのではないですか。

○ 村長（新城繁正君） 特定地域についてやるということについて問題がありましよう。各地域もやっているわけです。多少差はあると思います。法令上は確かに村の義務でございますが、これは今後の課題として考えさせていただきたいと思っています。今のご意見を全く無視するという意味ではありません。即座に対応しかねるということとして、当然河川管理の義務を負うわけですので特別に皆さんだけに負担させるという意味ではありません。そ

の辺は総合的に考えて対応していきたいと思います。

○ 3番（松島重克君） 基本構想は61年度で切れているわけです。現在の状況はどうなっておりますか。

○ 企画財政課長（前田孝平君） 基本構想については総合開発審議会の方で審議いたしまして案はできています。それに基づく基本計画が全項目について安全にできていませんので、この作業を進めているわけなんです。

○ 3番（松島重克君） まだということの意味はご理解しておられるんですか。4月から空白ということです。この間にはいろんなものがあるわけです。この問題については後程触れたいと思います。

ところで基本構想につきましては2～3年前の所信表明の中で基本構想の整備をうたっておられたわけです。そして61年度の所信表明にも方針を打ち出されております。村政運営の指針となる立派な基本構想が策定できますよう念願してやみませんと、そして村といたしましては法令規範等に準拠した基本計画及び実施計画を策定し、行政全般にわたって調和のとれた村の振興発展を図ってまいり所存でありますと、こういうように述べられているわけです。

ところがまだこれができていないということはふに落ちないわけです。その点どうお考えでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 確かに所信表明で申し上げておりますが、どうしても基本計画と実施計画がその裏付けとして出て来なければいかんということで、時期が遅れているということにつきましては責任を感じておまして、なるべく早く整えるように督促をしているところです。

○ 3番（松島重克君） これについては2～3年前から所信表明で述べられているんですよ。策定の能力がないのかと言わざるを得ないわけですよ。現状のおかれている状況を失礼ですがお分かりですか。

○ 企画財政課長（前田孝平君） 自治法第2条第5項の規定で市町村はその事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならないと義務付けられています。去った3月31日で第1次基本構想は切れていまして、遅れて空白の期間が生まれているわけですが、私正直に言いますと構想についての勉強不足から遅れているということにつきましては、私個人としても皆さんに迷惑をかけてすまないと思っています。

○ 3番（松島重克君） 先程読まれた自治法第2条第5項からしますと現在おかれている法律的な状況というのは法律に違反しているということでしょう。これを十分理解してもら

わないとだめですね。いろんな事情がおりかと思いますがそんなことでは通りませんよ。

次に、ここ4～5年基本計画、実施計画が出たことがなんですかどうなっているんですか。

○ 企画財政課長（前田孝平君） 確かに基本計画については58年以降計画立てられないわけです。実施計画もやっておりませんが過疎地域整備計画で事業を実施している現状です。

○ 3番（松島重克君） ここ4～5年基本計画実施計画がないということは、いかに基本構想が61年度まであったといっても作文に過ぎないわけです。だから言っておられることと実情がかみ合っていないということですよ。

それから過疎地域整備計画とか国土利用計画というものはやっておられるのに、何故基本計画実施計画ができないのか不思議でならない。又、枝葉はできて幹がないというのはどういうことかということです。先程申し上げましたように今法律に抵触している状況におかれているということです。

それからこういう状況下で3月議会で審議され議決されたようであるところの62年度予算というものは、この基本構想と比べてどうなっているかということです。地方自治法第2条第5項にはどう書かれているかと、62年度予算はこれと比較してどうなっているか。何を基準に何を根拠にこの予算編成がなされ実施されようとしているのかお答えいただきたいと思います。

○ 村長（新城繁正君） 所信表明のとおりいってないわけでおしかりを受けて当然だと思います。法律に抵触しているのは明らかでございますがお詫びのしようがありません。予算編成につきましては基本計画や実施計画がない現状に鑑みまして、過疎計画は議会の議決も経て県の認定も受けたものであるという考え方に基きまして、それを予算編成の柱として審議をお願いして来たという経過でございます。

○ 3番（松島重克君） 過疎計画や国土利用計画にしましても基本構想に基づいてなされるというのが方針でなければいかんわけですよ。だから62年度予算においては基本計画や実施計画、そして基本構想に準拠しないような形になっていると言われても仕方がない。根拠のない予算の編成というのは好ましくないとご理解いただけたと思いますよ。これから基本構想や実施計画を作られても62年度予算は走ってしまっているんですから後から合わすということはいかんでしょう。

本当に走り出すのは63年度からとしか考えられない。こういうつを今後踏んでいかんということと今までのような基本計画や実施計画のない単なる作文にしてはいかんということで申し上げているわけですよ。ご理解いただけるのでしたら簡単にご答弁いただきたいと思えます。

○ 村長（新城繁正君） おっしゃることは十分分かっております。又、気づかなかったこ

ともございます。自治法に基づく地方自治体の運営というのは当然そうしなければならんというふうに理解もいたしましたし、今後の運営につきましてはご指摘のとおり現在の計上は異常と申し上げますか特例的なやり方と表現してもよろしいかと思いますが、その辺については皆さん皆聞いておるわけですので、早く基本構想が議会のご審議に回すことができるように努力してまいりたいと考えております。

○ 10番（宮城秀護君） 根路銘橋は貴重な水基金から1千万円を投入して61年4月に完成したわけですが、まだ取り付け道路ができておりません。現状を見られてどのようにお感じでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 何とかしなければいかんと考えているわけですが今のところできてないということで地域の皆さんにお詫びを申し上げたいと思っています。

○ 10番（宮城秀護君） これは上部機関との関係があると思います。上部との積極的な接触をしたことはありますか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） モデル事業の残事業調整の段階で根路銘から同意書が添付されて来ておりまして、それに基づきまして県との残事業調整をやって来たところがございます。それで6月9日に県の最終調整を終わっておりまして、11月頃に残事業の決定をしたいと聞いておりまして、残事業の追加でその道路については計画に入れていきたいと思っています。

○ 10番（宮城秀護君） 11月にならなければ分からないということですね。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 最終的な事業費の決定ということで11月頃になるという県の話でございます。

○ 4番（山川正行君） 払い下げ業務が始まっていますが、それまでにはトラブルのある地域は解決してからということでしたが、処理経過について伺います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 喜如嘉の問題については金城さんと接触しておりまして、解決方法としては村に土地を返してもらうという話し合いができておりまして、現況が農地となっておりまして農業開発公社の貸地にもっていきまして、農業委員会のあっせんによる農家の貸地ということを考えています。

謝名城の林道事業に伴う造林地の地域については造林を行う場合の手続き上の問題等もあったと思います。それで貸地をしていた前田さんは施設の方に行っておりまして、その家族と会いまして村の事情や造林をしたいきさつ等を説明してお願いをしましてその同意を得て、ある程度解決をしたという形になっています。

○ 4番（山川正行君） 村有地の払い下げは諸々の問題を解決してからということですが答弁なさっているんです。ですから抱えている問題は全て解決なさったでしょう。その経過につ

いて聞いているんですよ。もう1点あるでしょう。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後3時36分）

再 開（午後3時51分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 総務課長（稲福幸三君） 江洲の真栄田義長さんの畑の件について、この処分について3月11日に打ち合わせをやっておりまして、方法としては公社にして農業委員会のあっせんにより真栄田さんにやるということまで話し合いしているわけです。土地の価格については調整中であります。

○ 4番（山川正行君） 問題の処理について以前から無断耕作地といわれた土地については条例どおり処理して過料も取った場所もあるわけです。江洲の土地についても一時は無断であるということであったわけです。ところがその後村長はいきさつがあるということが無断でない、このことは諸々の問題の解決に影響を及ぼしたと思うんです。そして長はこの問題については当局の過ちもあるのでそれなりの責任もとるということもおっしゃってました。この問題の処理に当たってはそれなりの覚悟を持ってやるということをおっしゃっておられましたが、その辺どうなっておりますか。

○ 村長（新城繁正君） 真栄田さんの土地については移住者として入ってところがその土地の代金等の問題で確認をして村が売った土地を測量してみたら、県の考えていた範囲外であるという経過がありまして、一時村の方へ返されているということでその書類も前の議会でも提示したと思いますが、その処理についてできなかったということについては行政の責任ということで、この経緯を踏まえて真栄田さんの土地については無断ではありませんと、本人は移住地事業で割り当てられた土地であると考えているわけでございます。我々としてもそういう手続きをとってなかったという手落ちもあるということで無断ではないと議会にも答弁申し上げたわけです。従って、そのような形でこの問題については処理していこうということですよ。

○ 4番（山川正行君） 所によって作物の撤去命令を出して過料も課せた所もあるわけです。今の件に関してはある人と交換して、交換した場所が今の所なんです。それはお分かりですか。

○ 村長（新城繁正君） 分かっています。

○ 4番（山川正行君） この資料は当局から出されたものですが、それから見ても間違っているんだとなっているんですね。

だからこの問題の解決が他のものにも影響を及ぼすというのはここにあるんです。私は他

の部分についても条例に沿った処理をしていただきたいと申し上げて進みたいと思います。

次に、202件、1,148㎡と希望者が多いわけですね。多数の希望者の中でこの選考については大変だと思います。先程の答弁の中で選考委員会を設置して対応していきたいとおっしゃっておられましたが、年齢は60歳にしたいということでしたがこの問題は事務的な処理の都合で払い下げが今まで延びたわけですね。当時50歳であった人が60歳になっているわけですよ。当時払い下げを受けられる人々が該当しなくなるわけです。その辺どうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 払い下げるということを決めてその間に問題が出て議会でも何回となく指摘をされまして、この間の行政の責任というのは痛感いたしておりますし説明もしなければいけないと思います。農業の用に供するという条例の精神からするとある程度の年齢基準は設ける必要があるだろうと思います。その辺につきましては説明の段階でお詫びも申し上げご理解をいただく他はないだろうと考えています。

○ 4番（山川正行君） 当時払い下げを受けられる権利があった人々が受けられないとなると納得しませんよ。60歳以上の方々に農業を続けていく人は該当するんですか。

○ 村長（新城繁正君） 申請された人は全部等しくその年齢で選考していこうということでありまして、農業をやっている60歳以上の方々については後継者等がない場合は選考から外しますよということです。ですからその間のことについては特例はないということです。

○ 4番（山川正行君） 今まで設定された地域で年齢の制限がありましたか。

○ 村長（新城繁正君） これまでに何回か払い下げをしておりますが、地域設定をする前に貸地契約をしている人が払い下げをしております。条例上も貸地契約者は優先するとありまして、従いまして年齢については別に問題がなかったわけです。

○ 4番（山川正行君） 条例に基づいて払い下げなさるんでしょう。貸地以外にも村有林野は払い下げられていますよ。それに年齢制限がありましたか。これが出て来るということでは差別ですよ。202件の申請者がいてこれに対応できないから年齢制限しようということでしょう。これはおかしいですよ。差別ですよ。そういませんか。

○ 村長（新城繁正君） 差別という受け取り方も或いは成り立つかも知れませんが、私共は村民を差別するという考えは毛頭持ってないんです。限定された地域に申請書が沢山いるとなればある程度の面積がなければ農業生産の安定も図れないことになります。ですからそのためにも話し合いもしますし、皆さんに了解を求めてこの処分については処理していこうということです。

○ 4番（山川正行君） 条例も規則も改正されておられませんね。そうしたら当時設定された所を同じ条例で払い下げるわけですね。そしたら条例規則を改正して年齢の制限をした

らどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 条例にうたうこと自体は問題ではないかと思えますね。多少制限を加えるのは運用として解釈して時によってはそういう制限を加えるのは可能であるというように残していると私は思うわけです。

○ 4番（山川正行君） 規則では年齢制限はできないですか。

○ 村長（新城繁正君） 規則においても制限するという事は好ましくないと思っています。

○ 4番（山川正行君） 規則というのは行政行為の運用のために村長が定めるものですね。そうすると規則でなくても年齢を制限するという事は好ましくないということにはならないですか。これが差別ではないですか。

○ 村長（新城繁正君） その辺はひとつの行政権の裁量だとお認めにいただかないと、その都度対象者に応じて即応するという意味では規則でもうたわないそのままフリーにしておきまして、その時点で公平に判断していくというふうにご理解いただいて、今回の場合はそういうふう処理していかないとということで基準を定めたということです。

○ 4番（山川正行君） 従来設定された所の残った部分についての払い下げなんですね。そういう意味では同じような条件の下で払い下げていただきたいと、そうでなければ差別になりますと、そういうことで年齢についても十分考慮してもらいたいと思います。

次に、従来の地域制はある程度お認めになりたいというお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） 番号を区分けしてその番号に申し込んだ方々を一緒に集まってもらって説明をして了解を求めていこうということです。

○ 4番（山川正行君） これはうわさの段階でございますが、払い下げ地域の中に既に2人が予定されているという話を耳にしますが、この点についてはどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 村長の方針として押川のリゾートの周辺はリゾートの今後の事業の充実に寄付したいと、これはあります。

○ 4番（山川正行君） これはわずかの残った地域に202件の申請者がいて、事前に村長がそういう方針でそういうことに利用させたいということであれば村民は納得しませんよ。あれは設定地域の中に入っているでしょう。

202件の申請があるということは希望者がそれだけいるということですよ。だから選考に困って年齢の制限をするわけでしょう。だからそういうことは村民の十分納得するような説明がなければいけないと思えますよ。その辺は十分やったらどうですか。

○ 村長（新城繁正君） 農業の用に供するのが条例の趣旨でございます。

これも十分理解もしております。この地域は農業の用に供するよりも観光資源として活用

した方が有効であるということで方針を持っているわけです。

その辺につきましては村民の皆さんに十分理解を願えるように説明申し上げて、誤解のないように村民のみんなが賛同できるように努力してまいりたいと思います。

○ 13番（平良森雄君） いよいよ夏季国体もあと87日を残すだけとなっておりますが、先ず単的に漕艇競技に対してどのくらいのお客さんが見えになる予定なのか。選手団役員も含めてでございますがその受け入れ態勢はどうなっているのか。先ず最初にお伺いします。

○ 国体室長（崎山勝正君） 役員選手団総勢1,340名程が予想されています。その内選手監督が1,076名です。246名の役員団につきましては友善を予定しております。選手監督の360名は民泊で対応したいと考えています。716名については名護市のホテルにお願いしております。

○ 13番（平良森雄君） 私達も実行委員会のメンバーと一緒にやらなければならないわけですが、民泊は統一した基準とかを決めてやっていくということはないわけですか。

○ 国体室長（崎山勝正君） これからパンフレットなどを配って国体標準食の料理講習会や食品衛生関係の講習会も常時開催していく予定でございます。

○ 13番（平良森雄君） 民泊の寝具類の計画はどのようになっていますか。

○ 国体室長（崎山勝正君） 寝具につきましては県とも調整をしましてリース業者によるあっせんをすることになっています。

○ 13番（平良森雄君） お客さんが選手監督以外に来ると思いますが、それについてはどうですか。

○ 国体室長（崎山勝正君） 私共の責任の範囲は役員と選手監督でして、その他の一般視察については個々の対応ということになります。

○ 13番（平良森雄君） 次に大会運営の準備の程はいかがなものでしょうか。

○ 国体室長（崎山勝正君） 実行委員会の下部組織になりますが役場内で実施本部を設置いたしまして、その中に6部20班をつくりまして職員を配置しております。なお、補助員につきましては中学生94名高校生につきましては150名程お願いしております。

○ 13番（平良森雄君） それから県労協が国体への協力を申し込んでいるわけですが、本村でも応援を求めていく考えはないか。それとも村民だけで十分間に合うというお考えですか。

○ 国体室長（崎山勝正君） 今のご質問は自転車ロード競技の件と思いますがこの件は秋季大会の件でしてそれについては取り組んでおりません。

○ 13番（平良森雄君） それを夏季大会に応援を求められないかということを知っているんですがね。

- 国体室長（崎山勝正君） それは考えておりませんです。
- 13番（平良森雄君） 今朝の朝刊に夏季大会については浩宮殿下がご来県なされるという報道があったわけですが、本村にも通達があったのでしょうか。
- 村長（新城繁正君） 皇族が本村においでになるということは現在のところ届いておりません。
- 議長（玉城一昌君） 会議時間の延長についておはかりいたします。
本日予定の一般質問が終了するまで会議時間を延長いたしたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
ご異議なしと認めます。
よって、会議時間は延長することに決しました。
質問続行いたします。
- 8番（平良蔵健君） 謝名城は山間部で農道や村道が多いわけですが、夏場になると山間部落はハブが多いわけですが、今のところ村道や農道周辺の清掃がなされていないわけですが、清掃する考えがあるかどうかお伺いします。
- 経済建設課長（平良 晋君） 村道につきましては予算も計上しておりまして管理する計画は持っております。それで夏場に1回正月に向けて1回草刈をやっていきたいと思っています。農道につきましては受益者の皆さんに草刈はやってもらっています。
- 8番（平良蔵健君） 土砂が溜って下水がはらんして路面をよごしているわけですが、この点はどうですか。
- 経済建設課長（平良 晋君） 喜如嘉小学校の所だと思っておりますが、砂利の除去についてはやっていきたいと思っています。それから土地改良の農道から砂利が入り込んで来る状況がありますので、村道改修を計画しておりますのでそれと併行して一部アスファルトでもできたらという考えを持っています。
- 8番（平良蔵健君） 作場線も下水に土砂が前から溜っているわけですが、これについてはどうお考えですか。
- 経済建設課長（平良 晋君） その件につきましても職員をして調査させまして検討していくと考えています。
- 3番（松島重克君） これは議案第27号に関しての問題でございます。
村有林野払い下げ設定地域の除外調書のNo.4につきまして、この場所は貸地であったようであります。
その措置はどのように行なわれたかお尋ねします。

それからNo.14については変更を行うということですが、どういう根拠でなされるのか。

次にNo.29の除外に至った経過をご説明願います。

○ **経済建設課長（平良 晋君）** No.4につきましては造林事業の関係での地域でございます。確かにご迷惑をかけているところもございます。貸地を行なっている人にも事情等をお話して造林の施行と除地についてもご理解をいただいて了解を得て来たということです。

No.14の変更については法的根拠はありません。

No.29につきましては大保ダムの子定地域のごようございまして、その地域が埋没の予想があるということがありまして除外しているということでありまして。

○ **3番（松島重克君）** No.4につきましては事業が入っているわけですね。

これは払い下げ設定地域でしょう。自ら条例を踏みにじているわけでしょう。設定を外してやるのが普通でしょう。条例無視だ。と同時に議会軽視ですよ。事業を入れるに当たってはそれなりの手続きが必要、あなた方はされておらない。本当に貸地していた人と話し合い持たれたか疑問ですね。本当にされたなら先ず林野条例が出て来なければいけません。31条32条というのが出て来なければいけません。貸地契約を結ばれているんだから契約を破棄する場合には30日以前に通告して適正な補償をするということが記されているわけです。やっておりますか。私の調査した時点ではそういうことは一切ない。この点においてもあなた方は条例を無視しておる。その他にもこういう事業を入れるためにもそれなりの手続きが要るはずだよ。地区森林計画の見直しも設定地域から外されてないからそういう手続もできないはずですよ。これについてお聞きしたい。

次にNo.14について、これについては正直に法的根拠はないと言っておったから余り申し上げたくない。確かにそのとおり法的根拠なし。こういう場合は所在の変更ということになっておるんだが実質的には交換であるわけです。そうしますと財産の交換譲渡無償貸付等に関する条例というのがあるんです。

この条例の定めによってやらなければならない。だからあなたのおっしゃったことは正解です。

No.29について、これを決めるに当たって何処かの委員会に諮問でもされて答申を受けられたんですか。

○ **経済建設課長（平良 晋君）** 確かにご指摘のとおりでありまして、貸地をしていた人は施設の方に行っておりまして、その子供に議会の始まる前にお会いしまして事情を説明して話し合いでご理解をいただいて来たということでごございまして、確かに条例に基づく手続きもしておりません。造林事業を行なうに当たっても除外の手続きが必要であったと思っています。

○ 村長（新城繁正君） No.29については諮問はやっておりません。

○ 3番（松島重克君） No.4につきましては全て担当課長の責任とは申し上げません。上司の決裁も受けておられるはずですからそれはそのように理解します。遅まきながらでも今までこういうやり方をやっていたんだから、条例に基づいての措置をお考えかどうか。

それからNo.29について除外するに当たってはしかるべき委員会の答申を受けてなされているでしょう。

何故これに限っては諮問もしないでなされたのかお伺いします。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後5時17分）

再 開（午後6時15分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

答弁を求めます。

○ 村長（新城繁正君） 時間の浪費をしまして申し訳ないと思います。

No.4につきましては確かに林野条例の31条に基づいて、村の事業をやるために収用したということになっておりますので、この件につきましては当事者と調整をして条例に基づいて補償するとお答えいたしたいと思います。

No.29につきましては、この地域は国の機関からダム計画が示されていまして予備調査は既に終わりました。我々としては設置するかどうかということについては確答しておりませんが、村長としてダムにつきまして村民の同意に基づいてその計画については協力したいという考え方を持っているわけです。

計画を見てもその地域は埋没する可能性が十分あると、埋没する所を払い下げして後農業に供しないということになると、こういうことで除外したわけです。諮問はしておりません。

○ 3番（松島重克君） この払い下げ地域からの除外ということにつきましては除外調書の説明には国のダム計画のためとなっておりますね。そうしますと当局の考え方がここに表われていることだと思います。だから当然他のものと同じように諮問された結果答申が出ているのではないかと受け止めるのが常識でないかと思ってお聞きしているわけです。その辺どうですか。

○ 村長（新城繁正君） その件が諮問事項としてできるかどうかまだ私としても明確に持っていませんが、おっしゃるように大きな村有地をダムのために提供するとすると、しかも払い下げ地域に設定された地域であるということに鑑みますれば、機関を設定してでもやるべきであるということについては理解できるわけですが、国としては計画を持つ

ているということですのでとりあえずは除外しておくということです。

○ 3番（松島重克君） まだ、確たる方針が定まっておらないようですね。

ところがダム計画があるから除外するという事になっておるものですから、これからすると長の考えははっきり出ているわけです。一般的には長の考えはこうだから設定地域から外されたと受け取るのが普通なんですね。そうであるならばそれなりの手続きを踏まなければいけないわけです。この除外に限って諮問も答申もないというところに理解し難いということをお願いしているわけです。いかがですか。

○ 村長（新城繁正君） おっしゃるとおりダム計画があるからそこは外すということです。ゴルフ場は企業の誘致ということがございまして調整委員会に諮ったわけです。

このダム計画につきましては企業誘致委員会の諮問事項に当たるかどうかの判断に困っているわけです。同一のものでないという考え方があるわけですし、別に必要があればやっていきたいと思えます。

○ 3番（松島重克君） これは私の手元にある昭和60年8月2日の払い下げ調整委員会の答申なんですが、ここに27号議案の除外につきましては殆んどこの答申に出ているのではないですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 当時の村長の方針は村有林野を整理していくということで村全体の除地からやっぴいかなければいけないという問題がありまして、一括して当時除地について諮問したという状況です。

○ 3番（松島重克君） ここに出ているものは殆んど設定地から外すということで答申を受けてされているはずですよ。ただNo.29だけもれているのではないかと思います。これはダムのために除外するということは最近になって聞いたんですよ。その前まではNo.29については個々に払い下げしないで公社に造成をさせてから村民に払い下げるということだったんですよ。だから図面見られたら分かりますように色が塗られておりますね。だから当然そういうことであるならば調整委員会の答申を受けてやるべきでないかということなんです。設定地から外すということでもありますから当然他のものと同じように答申を受けてされるべきでないかと思うわけです。これだけされてないというのはおかしい。どうお考えですか。

○ 村長（新城繁正君） これが我々内部で議論があったわけです。設定も除外も答申を得るのが条例の趣旨でないかということもございました。しかし、条例を解釈してみると除外については調整委員会に諮る必要はないのではないかと出まして、それで良ければということで諮問してないわけです。

○ 3番（松島重克君） この調書からしますと国定公園やゴルフ場予定地とか或いは砂防施設は調整委員会の答申を受けているのではないですか。設定は調整委員会でされているん

だから外す場合も当然答申を受けてやるのが順序ではないかと思いますがね。これはどうお考えですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後6時45分）

再 開（午後7時00分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かにこれまでの除地につきましては村長から調整委員会に諮問をして答申を得て除外を行なって来たわけでございますが、払い下げ条例6条で地域設定は議会の議決を経なければできないということで確かに除地についても議会の議決を経なければできない。議会に議案を提案する場合に長が判断できないような時に諮問をするということも考えられます。

そういうことで今回のダムの問題につきましては長が進めていくという姿勢がはっきりして長の判断ができるということで諮問しなかったという経過があります。

○ 3番（松島重克君） 設定する時は諮問しなければいかんわけですね。

除外する場合はどうかと、従来の慣例からして外すのも諮問していましたね。調書から見ると他は諮問しているがこれだけは諮問されていないところに疑問が生まれているということなんです。村長の考えがはっきりしているから諮問しなかったということですが、先程の村長の答申ではまだ少し流動的であるわけです。私の感じではこの時点ではまだ公社に渡して造成してから払い下げという考えであったんだが、多分この諮問には間に合わなかったのでしょう。その後考えが変わって除地にすることだと思えますよ。これはこれで終わります。

次に、No.4についてですが、これについて検討しようと思って参考資料をさがしてみたわけですが、私の資料からいたしますとこのNo.4がなかなか分からないんですよ。27号議案につきましては大字や林班或いは小班が違っているもの、そして払い下げ設定面積を超えて除外面積が出されているものが出て来ているわけです。そういうことがありましてNo.4について調べましたところ違うようであります。この27号議案どおりしますとこの所在はさがせないんです。No.4は謝名城1林班二の一部となっていますが正しいですか。

○ 議長（玉城一昌君） 休憩いたします。

休 憩（午後7時05分）

再 開（午後7時32分）

○ 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 度々中断しまして申し訳ないと思っています。

先程の除外のNo.41林班ニの一部謝名城と記載しているわけですが、確かに1林班は田嘉里地域でございまして私共のミスでございます。No.4につきましては5林班のりの一部でございます。誠に申し訳ないと思っています。

○ **3番（松島重克君）** その他にもあるわけですが、これは後日お調べになったら分かると思います。設定面積よりも除外する面積が8ha以上も相違があるというのはおかしいでしょう。この27号議案はどのような審議をされたのか分かりませんが、慎重審議が足らなかったと言わざるを得ないと思います。これは瑕疵があるものだと言わざるを得ないと思います。

それからNo.14につきましても法的根拠がないということははっきりしております。これは後日の問題だと思います。

それから先程No.29につきまして村長はあやふやだというお話でありましたが、しかし、除外する目的が国や県のダム計画のためということであるならば、それなりの配慮が必要でなかったかと思うんです。やはり除外する前に地元民の声を聞いていただきたかったと思います。遅まきながらでもこういう理由でダム計画に沿ってこの地域は除外したということはやはり地元民に知らせて、地元民の声がどう起こるか慎重に受け止めていただきたいと思いますが、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○ **村長（新城繁正君）** No.4につきましては私共のミスとなっています。

その辺につきましては議案の整理をしたいと思います。

No.29につきましては、そういう計画につきましては村長として推進したいということについては変わりませんが、村長の姿勢について地域住民がどう考えているか説明の時間を設けて申し上げたいと思います。

○ **10番（宮城秀護君）** 根路銘棚原山の払い下げ設定は昭和44年6月18日提出の議案で可決されております。その当時根路銘上原の25名が払い下げの申請をしたはずですが。

ところがそこは村の森林計画があるという理由で待てと、この森林計画というのはどうなっていますか。

○ **経済建設課長（平良 晋君）** あの当時は石山の下に森林計画があったと聞いています。その森林計画は沖縄県民の森とのからみで出て来たものではないかと思っているわけですが、現在は森林計画は持っておりません。

○ **10番（宮城秀護君）** そうしますと昭和44年に申請して保留されたものはどのように扱われているのでしょうか。

○ **経済建設課長（平良 晋君）** 先程は森林計画と答弁したようですが、森林公園の計画はないというように訂正したいと思います。

その件につきましては私が課長に就任してから前課長から私は聞いておりません。

○ 10番（宮城秀護君） 62年3月12日には16林班は除外されて既にゴルフ場の予定地になっていますね。61年5月16日に根路銘上原の25名が100haの払い下げ申請をした場合に、やきもの問題が終わったら改めてそれを考えようということで却下されましたね。ところが最近公社を通じて払い下げしようという問題がとび込みまして、地域の人は非常に困惑しております。そうしますと44年に申請した人は年齢的に合致しないと、又、61年になりました坪1,500円もする農地を買って農業を継続できないという不安があるわけです。だから公社に上げる前に相談があつて然るべきではなかったかと思うものです。

これについてどうお考えでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 集団化をして公社に整備をしてもらうと考えているものですから、まあ当然それなりの地価は上がるとは思いますが、総合的に本人達が将来も農業をするのであれば有効に機能するのではないかと考えているわけです。

○ 10番（宮城秀護君） この52町歩の払い下げ地についてどうしても公社を通じてしか払い下げないということですか。

○ 村長（新城繁正君） この方針は変わりません。

○ 10番（宮城秀護君） そうしますと公社からの払い下げの時期と方法について伺います。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 公社の利用促進事業については県にも希望調査地区として要望しておりまして、県の調査が次年度から入ると思います。結局調査が早くて2か年間と思っています。そうしますと造成が4年間かかるかと思っています。年数につきましては早くて6年程と思います。

○ 10番（宮城秀護君） そうしますと現在54歳が60歳になると、またまた年齢制限という問題が出て来ますね。特に低金利とか指導援助とかは考えられないですか。

○ 経済建設課長（平良 晋君） 確かに60歳以上についてはそういう問題が出て来るだろうと思います。後継者がいる場合には公庫資金でも同じ条件で借りられるという制度がありますので、それを利用できるのではないかと思います。

○ 10番（宮城秀護君） 行政はそのようにいろいろと計画があるんでしたら地域と話し合いをするのが当然だと思います。片方は2回も3回も払い下げを受けて相当の農地を持っていると、こちらは20年もかかって1坪もないと、そして今度は制限があると、もう少し行政は地域におろして親切にやるべきと思いますがどうでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） とにかく全て村有地の払い下げについては説明が十分ではないと、そういうことで村民からは注意や苦言をいただいているわけです。村が行う事業や行為につきましてはできるだけ地域に話し合いをして来ているわけですが、時間等の制限もあつて不

徹底のところもあったと思います。こういうことにつきましては十分説明をして理解をしていただくと、そういうことをやることによって村有地の有効利用に結びついていくと思いますので、各機関のご助言も仰ぎながら対応したいと思います。

○ 10番（宮城秀護君） 今回の件につきまして入り会い権は存在しますかどうか伺います。

○ 村長（新城繁正君） これにつきまして私共も十分検討いたしました。

判例や機関の勉強した資料からしますと現状としては入り会い権はそこに及ばないという判断を我々はしているわけです。

○ 10番（宮城秀護君） 今回の根路銘上原の払い下げ問題のように20年も解決を見なかったこの問題につきまして考えられることは、住民と行政の意思疎通が十分でなかったということがはっきり出ているわけです。今後このような問題がないように地域との連携をとられて説明を十分されてご配慮願いたいと思う者です。それについてどうでしょうか。

○ 村長（新城繁正君） 今のお話は十分参考にいたしまして提言としていただいております。今後そういうことにつきましては村民の不安がないように進めていきたいと考えております。

○ 議長（玉城一昌君） 以上をもって一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さんでした。

散 会（午後8時15分）

第6回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 昭和62年6月26日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (昭和62年6月26日 午前10時00分)

閉 会 (昭和62年6月26日 午後1時57分)

2. 出席議員 (13名)

1番議員 宮 城 功 光 君	9番議員 山 川 清 君
2番議員 金 城 富 昌 君	10番議員 宮 城 秀 護 君
3番議員 松 島 重 克 君	11番議員 照 屋 保 君
4番議員 山 川 正 行 君	12番議員 金 城 隆 好 君
5番議員 知 念 亀次郎 君	13番議員 平 良 森 雄 君
7番議員 平 良 俊 政 君	14番議員 玉 城 一 昌 君
8番議員 平 良 蔵 健 君	

3. 欠席議員 (1名)

6番議員 宮 里 盛 順 君

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村長	新城繁正君	厚生課長	稲福吉昭君
助役	古我知清君	経済建設課長	平良晋君
教育長	平良作義君	教育委員会 総務課長	金城利明君
総務課長	稲福幸三君	農業委員会 事務局長	照屋林克君
企画財政課長	前田孝平君		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事務局長 高江洲 修君 係長 前田 孝君

6. 議事日程（第3号）

日程第1号 議案第38号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

日程第2号 議案第39号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算

日程第3号 陳情第11号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長に関する要請

日程第4号 決議案第1号 駐留軍離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する要請決議

7. 会議に付した事件

議事日程に同じ

- 議長（玉城一昌君） 只今の出席議員は13名であります。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程は別紙のとおりであります。

日程第1 議案第38号から日程第3 陳情第11号までを一括議題といたします。
議題検討のため休憩いたします。

休 憩（午前10時01分）

再 開（午後1時03分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

10番退場。（午後1時03分）

これより議案第38号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第39号の質疑に入ります。

発言を許します。

質疑ありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

おはかりいたします。

ただいま議題となっております議案第38号及び議案第39号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号及び議案第39号については委員会の付託を省略することに決しました。

休憩いたします。

休 憩（午後1時05分）

再 開（午後1時06分）

- 議長（玉城一昌君） 再開いたします。

これより議案第38号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第39号 昭和62年度大宜味村一般会計補正予算について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休 憩 (午後1時08分)

再 開 (午後1時53分)

○ 議長(玉城一昌君) 再開いたします。

4番、7番、8番入場。(午後1時53分)

陳情第11号についておはかりいたします。

ただいま議題となっております陳情第11号については会議規則第87条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、陳情第11号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより陳情第11号の討論に入ります。

先に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第11号 駐留軍関係離職者等臨時措置法の再延長に関する要請について採決いたします。

本陳情を採択とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本陳情は採択とすることに決しました。

日程追加についておはかりいたします。

ただいま全員発議により決議案第1号 駐留軍離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する要請決議が提出されております。

この際これを日程に追加いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、決議案第1号を日程に追加することに決しました。

日程第4 決議案第1号を議題といたします。

おはかりいたします。

本決議案は全員発議でありますので、会議規則第37条第2項の規定により提案説明委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、提案説明及び委員会の付託は省略することに決しました。

これより決議案第1号の検討に入ります。

発言を許します。

討論ありませんか。

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより決議案第1号 駐留軍離職者等臨時措置法の有効期限延長に関する要請決議について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会に付議された事件の審議は全部終了いたしました。
これにて昭和62年第6回大宜味村議会定例会を閉会いたします。
ご苦労さんでした。

閉 会（午後1時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

大宜味村議会議長 玉 城 一 昌

署名議員（3番） 松 島 重 克

署名議員（4番） 山 川 正 行